

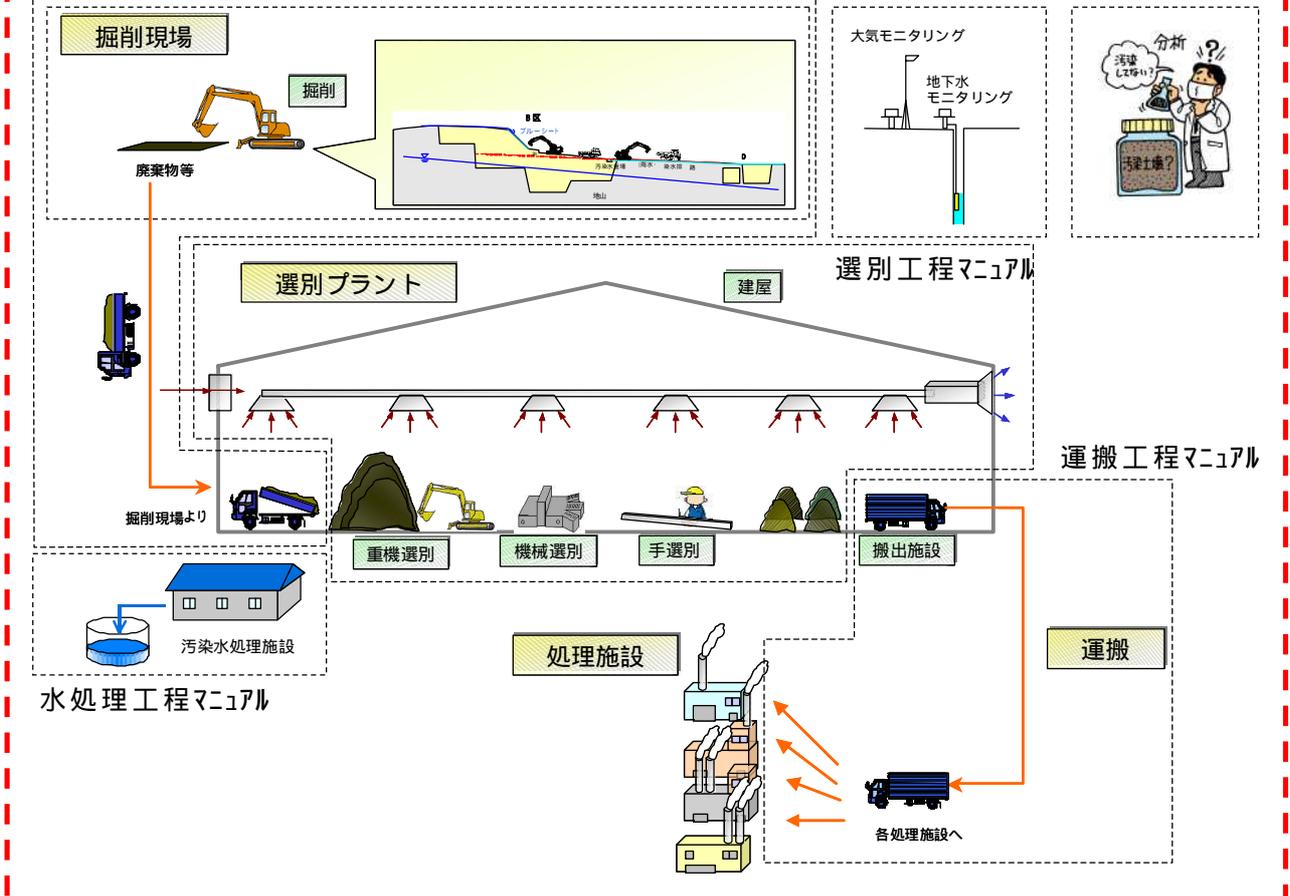
危機管理マニュアル

危機管理マニュアル、情報公開マニュアル

掘削工程マニュアル

土壌汚染調査マニュアル

環境モニタリングマニュアル 成分分析マニュアル



目 次

1 . 目的	-----	3
2 . 用語の定義	-----	3
3 . 適用範囲	-----	4
4 . 事前対策	-----	4
5 . 緊急対策	-----	5
6 . 事後対応	-----	8
7 . 記録の保管	-----	8
8 . マニュアルの改廃	-----	8
別紙 - 1 現時点で想定される危機とその対策例	-----	9
別紙 - 2 「危機対応手順書」構成例	-----	28
別紙 - 3 危機管理体制	-----	29
別紙 - 4 緊急連絡	-----	30
別紙 - 5 危機発生状況報告書(例)	-----	33

1. 目的

- 1-1 本マニュアルは、本事業を遂行するに際し、危機事象が発生した場合における関係者の生命と身体を保護し、周辺環境への影響を最小限に止め、地域社会・住民との信頼関係を構築・維持するために、関係者が実施する危機管理対策の基本的指針・枠組みについて定めるものである。
- 1-2 本マニュアルにおける危機管理の手法については、原状回復対策協議会の意見、作業の進捗状況等を踏まえて必要な見直しを行うなど、柔軟な対応を図るものとする。

2. 用語の定義

- 2-1 本マニュアルにおいて「危機」とは、突然発生し、その結果が予測外でかつ被害、損失等をもたらすおそれがあり、組織的対応が必要な事象をいう。
- 2-2 「危機管理」とは、危機の原因と状況を予知・予測・把握・分析し、その危機によってもたらされる課題を想定することにより、その影響を最小限に抑えるために行う適切な対応をいう。
- 2-3 「危機対応手順書」とは、想定される個別の危機事象ごとに、組織単位から個人単位に至るまでの必要な対応をまとめた手順書をいう。
- 2-4 「指示」、「協議」については、以下のとおり定める。
「指示」とは、県、撤去事業監理者（以下「監理者」という。）が各工程における業務受託者（以下「受託者」という。）に対し、危機管理に関する方針、計画等を示して実施させることをいう。
「協議」とは、県、監理者、受託者が対等の立場で合議することをいう。

【解説】

- 2-1 危機事象は、概ね下記のとおり区分する。なお、現時点で想定される具体的な事例は別紙 - 1 のとおりとする。
- 関係者の生命と健康に係わる事象
周辺環境に著しく影響を及ぼす事象
- 2-3 本事業の施行に係わる受託者は、監理者及び関係者と協議のうえ、それぞれが所掌する業務における危機事象に対応するため、危機発生に備えた危機意識の向上や組織・体制の整備、予防措置、発生時の緊急対応、事後対応などをまとめた「危機対応手順書」を整備し、県に提出することとする。なお、「危機対応手順書」の構成例は、別紙 - 2 のとおりとする。
- また、手順書は緊急時の対応や手順、役割分担等の必要事項が明記されているものとするが、状況によって対応順序が変化したり、作業員の臨機応変な対応が求められる場合もあるので、手順書は絶対的なものではないことを理解しておく必要がある。

3 . 適用範囲

- 3-1 本マニュアルの適用範囲は、本事業に関連する全ての工程・業務における危機発生時に適用するものとする。なお、処理施設内で発生した危機については、各施設において、本事業の関係者（県、監理者、その他の受託者）と迅速な連絡調整のうえ本マニュアルに準じた対応を図るものとする。

4 . 事前対策

- 4-1 本事業の関係者（県、監理者、受託者）は、自己の職務や立場に必要な危機管理に関する知識や技術等を習得し、危機意識の向上に努めるとともに、地域社会・住民等に対して、危機意識の啓発を行うこととする。
- 4-2 本事業の関係者（県、監理者、受託者）は、平時における危機管理に必要な連絡・調整を行うための「危機管理連絡会議」を、危機発生時には「対策本部」及び「現地対策本部」を設置することによって、総合的な危機管理体制を整備することとする。
- 4-3 危機発生時においては、関係者間で迅速・円滑に情報の収集・伝達が行えるよう、既存の災害発生時の通信網を利用するなど多様な通信手段を確保することとする。
- 4-4 本事業の関係者（県、監理者、受託者）は、危機事象に備え、必要な資・機材を備蓄・整備することとする。なお、備蓄に適さない物資については、関係者と協議し、円滑な調達を図れるよう予め調整しておくこととする。
- 4-5 本事業の関係者（県、監理者、受託者）は、危機発生時に危機対応手順書に即した行動がとれるよう、必要に応じて、訓練・研修を実施することとする。また、訓練実施時には、訓練結果を危機管理連絡会議で評価し、明らかになった課題等については、手順書の見直しなどに反映させることとする。
- 4-6 現時点で想定される具体的な事例に対する事前対策は、別紙 - 1 のとおりとする。

【解説】

- 4-2 本事業における危機管理体制は、別紙 - 3 のとおり。なお、各組織の概要は下記のとおりとする。

危機管理連絡会議

危機管理連絡会議は、県、監理者、受託者で組織され、平時における危機管理に必要な連絡・調整を行うことを目的に、定期的を開催することとする。

また、4-5に記載する訓練結果に対する評価結果は公表するものとする。

対策本部

対策本部は、県で定めている「青森県境不法投棄事案の環境再生事業に係る事故等対策本部設置要領（平成16年4月1日）」に基づき、危機発生時には産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室（以下「対策室」という。）内に設置し、危

機発生時には全体の指揮を行うこととする。

現地対策本部

不法投棄現場及びその周辺で危機が発生した場合には、県庁内に設置される対策本部のほかに、監理者と各工程の受託者から組織される「現地対策本部」を不法投棄現場等に設置し、「対策本部」の指揮により具体的な緊急対策を行うこととする。

5 . 緊急対策

- 5 -1 危機発生時には、発見者は直ちに対策室及び監理者に連絡し、状況を報告するとともに、必要な指示を仰ぐこととする。
- 5 -2 第一報を受けた対策室及び監理者は、速やかに「対策本部」及び「現地対策本部」を立ち上げ、事態の早期把握に努めることとする。
- 5 -3 危機発生時には、本事業の関係者（県、監理者、受託者）は、常に、迅速かつ正確な情報を収集するとともに、把握した情報（危機事象、発生場所、発生時間、具体的な情報、関係機関の動き、必要な対応の判断・意見等）を速やかに関係者（関係機関）に伝達し、必要に応じて協力を要請することとする。
- 5 -4 予め想定していた危機が発生した場合には、危機対応手順書によって、想定外の危機が発生した場合には臨機応変に個別の緊急対策を実施することとする。
- なお、個別緊急対策は、危機事象によって異なるが、共通項目としては次の事項が考えられる。
- 救助
 - 避難
 - 緊急用資・機材の供給
 - 医療救護等
 - 応援要請
 - 二次被害の防止
- 5 -5 危機発生時の緊急対策における必要な要件は、次のとおりとする。
- 冷静な対応
 - リーダーシップ
 - 正確な情報収集及び情報の共有化
 - 組織的な対応
 - 地域社会との連携
 - 関係機関との連携
 - 住民、報道機関への対応
- 5 -6 現時点で想定される具体的な事例に対する緊急対策は、別紙 - 1 のとおりとする。

【解説】

- 5-3 危機発生時における緊急連絡通報体制は、別紙 - 4 のとおりとする。
また、収集した情報は、「対策本部」、又は「現地対策本部」において、別紙 - 5 に定める所定の様式に従い文書化し、一元管理するものとする。なお、一元管理した情報は、必要に応じて報道機関や地域社会・住民に発信することとする。
- 5-4 救助
- 危機発生時において、人的被害が発生した場合は、人命の救出及び安全確保を優先し、消防、警察等の関係機関の協力を得て、被害者の救出、救助に万全を尽くすこととする。
- 避難
- 危機発生により人的な被害が生じる恐れがある場合は、避難対象区域、避難先、避難ルート等を定め、迅速に避難勧告を行うこととする。
- 緊急用資・機材の供給
- 危機発生時に必要な緊急用資・機材については、可能な限り備蓄しておくこととするが、備蓄に適さない物質等が必要な場合は、早急に調達し、発生現場に迅速に供給するなど必要な手段を講じることとする。
- 医療救護等
- 危機発生により、負傷又は疾病にかかった被害者等に対しては、近傍の医療機関等の協力を得て、医療、消毒、医薬品の確保等適切な医療救護等を行うこととする。
- 応援要請
- 対策本部は、危機事象の変化に応じて、必要と認められる場合には、他の関係機関、関係団体等に応援を要請することとする。
- 二次被害の防止
- 危機発生による被害の拡大と二次被害の防止を図るため、現地対策本部は、危険箇所や区域の安全点検、立入制限、広報その他必要な措置を講ずることとする。
- 5-5 冷静な対応
- 手順書に示された手順・内容に準じて、最優先に対応することは何かを意識して冷静に対応すること。
- リーダーシップ
- 監理者は、適切に状況判断し、全作業員に緊急対策を行う旨明確に伝え、役割分担等についての的確な指示を行うこととする。また、作業員からの報告・連絡が円滑に確保されるよう、常に所在を明らかにしておく必要がある。
- 正確な情報収集及び情報の共有化
- 危機発生時にその周囲にいた作業員等から可能な限り正確に聴取した情報を、現地対策本部において整理し、要点を文書化するとともに、全作業員に対して情報の共有化を図ることとする。また、監理者は文書化した情報を遅延なく対策本部に報告することとする。

組織的な対応

監理者は、対策本部における決定事項を速やかに他の作業員に指示・伝達し、現場全体として組織的に対応できる体制を構築する。

また、混乱した状況下では作業員の臨機応変な対応が必要となるが、個人の判断で対応することは極力避けるものし、やむを得ず個人の判断で対応した場合には、必ず現地対策本部にその内容等を報告するものとする。

地域社会との連携

危機発生時には、地域関係者と協力のうえ危機の解決に当たることとする。そのため、住民説明会等を通じて、現場の現状、進捗状況等の説明を適宜行い、本事業に対する理解・協力を要請するとともに、日頃から必要な情報提供と住民意向の把握に努めることとする。

関係機関との連携

危機を最小限に抑えるため、消防、警察等の関係機関に迅速に連絡し、支援を要請することとする。そのため、現場における事業への支援が得られる関係機関は保持する情報を収集し、それぞれの機関の業務内容や特徴を把握したうえで、本事業の基本方針や現状を説明して、適宣助言を受けるなど通常時から密接な連携構築に十分配慮するものとする。

また、危機を脱した後も、今後の対応についての助言を得たり、直接、作業員への支援・指導を受けるなど、継続的な連携を図ることとする。

住民、報道機関への対応

危機発生時の住民、報道機関への対応については次の事項に留意するものとする。

・情報の公開

個人情報や人権等に最大限に配慮しながら、危機に関する事実を公開していく姿勢で対応し、不明な事柄や把握していない事項は、その旨明確に答え、曖昧な回答は行わないこととする。

また、公開できる情報は適切に伝えることとするが、プライバシー保護等の理由から伝えられない場合には、その旨を説明し理解を求めるものとする。

・誠意ある対応

報道を通じて危機の概要等を広く関係者や地域住民に説明できるよう、報道機関とは協力的な関係を構築することとし、そのため、常に誠意を持った対応に配慮する。

6 . 事後対応

- 6-1 危機発生に係る緊急対策が概ね完了し、新たな被害の発生や拡大の可能性が低いと判断される場合には、関係機関と連携して、速やかに当該危機事象に対する安全確認を行うこととする。
- また、安全が確認された場合は、速やかに報道機関に情報提供するとともに、広報車、防災無線、インターネットなどを通じて周知することとする。
- 6-2 危機発生により本事業に関連する施設が被害を受けた場合は、速やかな復旧に努めるなど、本事業に対する影響を最小限に止めるよう配慮することとする。
- また、施設の復旧に時間を要する場合は、代替施設・機能の導入や臨時施設の設置等、必要な措置を講ずることとする。
- 6-3 本事業の関係者（県、監理者、受託者）は、発生した危機事象の原因、状況、緊急対応策、課題などをとりまとめ、現状回復対策協議会での評価を受けるとともに、同協議会の意見を踏まえ、以後の類似事象に関する調査等を通じて危機対応手順書の見直しや対策の改善を図るなど、再発防止に万全を期すこととする。

7 . 記録の保管

- 7-1 本マニュアルに関係する事項で別途県が指定する記録は、本事業完了時まで保管するものとする。

8 . マニュアルの改廃

- 8-1 本マニュアルは、現状回復対策協議会、県、監理者、又は受託者等の発議により、改廃に関する協議ができるものとする。

別紙 - 1 現時点で想定される危機とその対策例

区分	関係者の生命と健康に係わる事象		手順 No.	A-1
想定される危機事象	労働災害		ページ	1/2
予想される事象	事前対策		緊急対策	
	概要	分担者	概要	分担者
1. 転落、転倒などによる人身事故	作業員への教育・訓練の実施	P・K	通報	K・J
	・ 各工程元受業者には県又は監理者が安全教育を実施。	J	・ 監理者より対策室及び各関係機関へ通報。	P
	・ 下請業者には各元請業者が安全教育を実施し、記録を県に報告する。		・ 対策室より各関係機関へ通報。連絡網（別紙 - 4 参照）	
	保護具着用の義務付け	J	救助	K・J
長袖の作業服、ヘルメット、安全靴、 作業用手袋（軍手、ゴム手、突刺防止耐切創手袋の3種類） 保護めがね、保護マスク（粉塵用、有機溶剤用カートリッジ）、 視認用ベスト、耳栓（必要に応じて）、安全帯（必要に応じて）	J	・ 通報により警察・消防等が到着するまでの間に、現場で可能な限りの応急措置を講ずる。	K・J	
医療救護等		・ 通報により救急車・医師等が到着するまでの間に、現場で可能な限りの応急措置を講ずる。		
2. 重機・機器・車輛等との接触、巻き込み、挟み込みなどによる人身事故	作業員への教育・訓練の実施	P・K	通報	K・J
	・ 各工程元受業者には県又は監理者が安全教育を実施。	J	・ 監理者より対策室及び各関係機関へ通報。	K
	・ 下請業者には各元請業者が安全教育を実施し、記録を県に報告する。		・ 対策室より各関係機関へ通報。連絡網（別紙 - 4 参照）	
	保護具着用の義務付け	J	救助	K・J
長袖の作業服、ヘルメット、安全靴、 作業用手袋（軍手、ゴム手、突刺防止耐切創手袋の3種類） 保護めがね、保護マスク（粉塵用、有機溶剤用カートリッジ）、 視認用ベスト、耳栓（必要に応じて）、安全帯（必要に応じて）	J	・ 通報により警察・消防等が到着するまでの間に、現場で可能な限りの応急措置を講ずる。	K・J	
作業エリアの明確化、立入制限区域の設定		K		医療救護等

県：P、監理者：K、受託者：J

区分	関係者の生命と健康に係わる事象		手順 No.	A-1
想定される危機事象	労働災害		ページ	2/2
予想される事象	事前対策		緊急対策	
	概要	分担者	概要	分担者
3. 医療系廃棄物等による針刺し事故（メカニカルハザード）	作業員への教育・訓練の実施 ・ 各工程元受業者には県又は監理者が安全教育を実施。 ・ 下請業者には各元請業者が安全教育を実施し、記録を県に報告。	P・K	通報 ・ 監理者より対策室及び各関係機関へ通報。	K・J
	保護具着用の義務付け 長袖の作業服、ヘルメット、安全靴、 作業用手袋（軍手、ゴム手、突刺防止耐切創手袋の3種類） 保護めがね、保護マスク（粉塵用、有機溶剤用カートリッジ）、 視認用ベスト、耳栓（必要に応じて）、安全帯（必要に応じて）	J	・ 通報内容：発生場所、日時、状況（発生事態、負傷者の有無）等 救助 ・ 通報により警察・消防等が到着するまでの間に、現場で可能な限りの応急措置を講ずる。	P P・K K・J
	破傷風予防接種の義務付け ・ 各作業工程受託者は、作業開始前までに最低2回を接種	J	医療救護等 ・ 通報により救急車・医師等が到着するまでの間に、現場で可能な限りの応急措置を講ずる。	K・J

県：P、監理者：K、受託者：J

区分	関係者の生命と健康に係わる事象		手順 No.	A-2
想定される危機事象	土砂災害		ページ	1/1
予想される事象	事前対策		緊急対策	
	概要	分担者	概要	分担者
1. 掘削法面、特に長大法面が発生する B・D 区における斜面崩落による人身事故	日常点検の実施 <ul style="list-style-type: none"> 崩落危険性を判断するために、作業前に調査点検を行う。 調査項目は以下の通り。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 法肩部より上方の亀裂有無の確認 ✓ 法面地層変化部の状況の確認 ✓ 浮石の状況変化の確認 ✓ 凍結・融解の状況の確認 地震及び降雨の後には必ず点検を実施する。 	K・J	通報 <ul style="list-style-type: none"> 監理者より対策室及び各関係機関へ通報。 対策室より各関係機関へ通報。連絡網（別紙 - 4 参照） 通報内容：発生場所、日時、状況（発生事態、負傷者の有無）等 	K・J P P・K
	施工基準の明確化 <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物等の掘削法面は、原則的に廃棄物掘削の場合 1：2.0、地山掘削の場合 1：1.5 とする。 地形上の制約から上記法面を確保できない場合は、県、監理者、受託者が協議の上、鋼矢板などによる土留工を実施するなどの必要な対策を行う。 	P・K・J	救助 <ul style="list-style-type: none"> 通報により警察・消防等が到着するまでの間に、現場で可能な限りの応急措置を講ずる。 	K・J
	緊急用資・機材の常時配備 <ul style="list-style-type: none"> 点検による異常が発見された場合、迅速に緊急対策を行う必要があることから、不法投棄現場に土留め用鋼矢板を必要量常備しておくこととする。 	K・J	避難 <ul style="list-style-type: none"> 作業員を崩落発生エリアから安全が確保できるエリアへ退避させるとともに、点呼を実施し、不明者の有無を確認する。 	K・J
			緊急用資・機材の供給 <ul style="list-style-type: none"> 常時配備している土留め用鋼矢板以外に必要な資・機材がある場合は、監理者が県と協議のうえ速やかに調達するよう努めるとともに、関係機関への協力を要請する。 	P・K
			医療救護等 <ul style="list-style-type: none"> 通報により救急車・医師等が到着するまでの間に、現場で可能な限りの応急措置を講ずる。 	K・J
			二次被害の防止 <ul style="list-style-type: none"> 二次被害防止の観点から、緊急対策実施後、県及び監理者は、安全確認ができるまで当該エリアの立入禁止を宣言するとともに、関係機関（警察・消防等）の協力を得て、安全点検を実施する。 	P・K

県：P、監理者：K、受託者：J

区分	関係者の生命と健康に係わる事象		手順 No.	A-3
想定される危機事象	運搬事故		ページ	1/2
予想される事象	事前対策		緊急対策	
	概要	分担者	概要	分担者
1. 廃棄物運搬中における人身事故(加害事故、転落等)	安全運転管理規程の策定	K・J	通報 ・ 運転者は直ちに運転を中止し、同走行グループ他車の運転者と協力して事故の続発を防ぐために最善と考えられる措置を速やかにとるとともに、警察に報告し、警察官の指示に従うこととする。 ・ 運転者より運行管理者に連絡し、事故状況を報告する。 ・ 運行管理者より監理者に事故状況を報告するとともに、事故発生場所により予め把握しておいた拠点へ連絡し、協力要請を行う。 ・ 監理者より対策室及び各関係機関へ通報。 ・ 対策室より各関係機関へ通報。連絡網(別紙-4参照) 通報内容:発生場所、日時、状況(発生事態、負傷者の有無)等 ・ 運転者は、警察の指示を受けた場合など特別の事情がない限り、原則として事故現場を離れないこととする。また、加害・被災事故にかかわらず、次の事項を確認しておくこと。 ✓ 警察の担当者または担当窓口および電話番号 ✓ 相手当事者の氏名、年令、住所、勤務先および連絡先 ✓ 相手車両の登録番号、車種、型式、年式および所有者名または使用者名 ✓ 第三者の応援を受けた場合は、関係者の住所、氏名および連絡先電話番号 ✓ できる限り目撃者や証人の確保に努めることとし、確保できた場合は、その人達の住所、氏名、連絡先電話番号	J
	運転者への教育・訓練の実施 ・ 運搬受託者は運転者に対して安全教育を実施し、記録を県に報告する。	K・J		J
	日常点検の実施 迅速な事故対応のための拠点把握 ・ 運搬受託者は運搬中の事故発生時に、速やかに(少なくとも1時間以内には)事故現場に到着し、必要な措置を講ずるための拠点(運搬ルート途中にある自社の支店や営業所、協力要請が可能な同業他社の拠点や自動車整備工場など)を確保又は把握し、事前に事故発生時の対応(レッカー車などの機材や代替車輛の提供など)を協議しておくこととする。 ・ 協議結果については、県に報告することとする。	P・K・J		K
	運搬中止基準の設定等 ・ 安全な廃棄物運搬を確保するため、積雪時には十分な除雪を行う。 ・ 原則的に各種気象警報発令時は、県及び監理者、受託者が協議の上、運搬を中止することができることとする。	P・K・J		P

県：P、監理者：K、受託者：J

区分	関係者の生命と健康に係わる事象		手順 No.	A-3
想定される危機事象	運搬事故		ページ	2/2
予想される事象	事前対策		緊急対策	
	概要	分担者	概要	分担者
			救助 ・ 通報により警察・消防等が到着するまでの間に、現場で可能な限りの応急措置を講ずる。	J
			医療救護等 ・ 通報により救急車・医師等が到着するまでの間に、現場で可能な限りの応急措置を講ずる。	J

県：P、監理者：K、受託者：J

区分	関係者の生命と健康に係わる事象		手順 No.	A-4
想定される危機事象	自然災害（地震）		ページ	1/4
予想される事象	事前対策		緊急対策	
	概要	分担者	概要	分担者
1. 斜面崩落による人身事故	指定避難場所の設定 ・ 現場ハザードマップを作成し、危険度に応じて危険箇所を黄色・赤色で区別し、緊急時の避難箇所を設定。現場作業員は常にこのマップを携行させる。	P.K	通報 ・ 監理者より対策室及び各関係機関へ通報。	K
			・ 対策室より各関係機関へ通報。連絡網（別紙 4 参照） ・ 通報内容：発生場所、日時、状況（発生事態、負傷者の有無等）	P
	地震時安全確認手順の策定 ・ 地震時の安全確認の手順を作成する。内容は、現場作業員等の安全確認（作業員名簿で点呼の実施）から危険区域の指定、役割分担の決定等を盛り込む。	P.K	救助 ・ 通報により消防等が到着するまでの間に、現場で可能な限りの応急処置を講ずる。	K.J
	緊急事態発生時行動基準の策定 ・ 緊急時の各個人行動基準を策定する。 発生時間帯による区分 作業中・歩行中・運転中等の区分 緊急連絡（別紙 3 及び 4）		P.K	
	作業員への教育・訓練の実施 ・ 各工程元受業者には県又は監理者が安全教育を実施。 ・ 下請業者には各元受業者が安全教育を実施。 ・ 現場での防災訓練の実施。	P.K		医療救護等 ・ 通報により消防等が到着するまでの間に、現場で可能な限りの応急処置を講ずる。
			J	応援要請（消防、警察、自衛隊等） ・ 被害状況により、必要に応じて応援要請を行う。
		P.K.J		二次災害の防止（安全点検、立入制限） ・ 監理者は余震の程度に応じて現場状況の把握を行い、危険箇所は立入制限を設け、安全確認を行う。

県：P、監理者：K、受託者：J

区分	関係者の生命と健康に係わる事象		手順 No.	A-4
想定される危機事象	自然災害（地震）		ページ	2/4
予想される事象	事前対策		緊急対策	
	概要	分担者	概要	分担者
2. 施設損壊による人身事故	十分な強度を有した施設設計 ・ 地震を想定した十分な強度設計を実施する。	J	通報 監理者より対策室及び各関係機関へ通報。	K
	施設運転管理手順の策定 ・ 手順を遵守しない作業でのケガを防止する。	J	対策室より各関係機関へ通報。連絡網（別紙 4 参照） 通報内容：発生場所、日時、状況（発生事態、負傷者の有無等）	P
	作業中止基準の設定 ・ 原則的に各種非常時は、県及び監理者、受託者が協議の上、作業を中止することができる。	P.K.J	救助 ・ 通報により消防等が到着するまでの間に、現場で可能な限りの応急処置を講ずる。	K.J
	作業員への教育・訓練の実施 ・ 各工程元受業者には県又は監理者が安全教育を実施。	P.K	避難 ・ 早急に危険エリアからの退避・救出を行う。	K.J
	・ 下請業者には各元受業者が安全教育を実施。	J	医療救護等 ・ 通報により消防等が到着するまでの間に、現場で可能な限りの応急処置を講ずる。	K.J
	・ 現場での防災訓練の実施。	P.K.J	応援要請（消防、警察等） ・ 被害状況により、必要に応じて応援要請を行う。	K
			二次災害の防止（安全点検、立入制限） ・ 監理者は余震の程度に応じて現場状況の把握を行い、危険箇所は立入制限を設け、安全確認を行う。	K

県：P、監理者：K、受託者：J

区分	関係者の生命と健康に係わる事象		手順 No.	A-4
想定される危機事象	自然災害（暴風雨）		ページ	3/4
予想される事象	事前対策		緊急対策	
	概要	分担者	概要	分担者
1. 施設損壊による人身事故	十分な強度を有した施設設計 ・ 暴風雨を想定した十分な強度設計を実施する	J	通報 ・ 監理者より対策室及び各関係機関へ通報。	K
	施設運転管理手順の策定 ・ 手順を遵守しない作業でのケガを防止	J	・ 対策室より各関係機関へ通報。連絡網（別紙 4 参照） ・ 通報内容：発生場所、日時、状況（発生事態、負傷者の有無等）	P
	作業中止基準の策定 ・ 原則的に各種気象警報発令時は、県及び監理者、受託者が協議の上、作業を中止することができる。	P.K.J	救助 ・ 通報により消防等が到着するまでの間に、現場で可能な限りの応急処置を講ずる。	K.J
	作業員への教育・訓練の実施 ・ 各工程元受業者には県又は監理者が安全教育を実施。	P.K	避難 ・ 早急に危険エリアからの退避・救出を行う。	K.J
	・ 下請業者には各元受業者が安全教育を実施。	J	医療救護等 ・ 通報により消防等が到着するまでの間に、現場で可能な限りの応急処置を講ずる。	K.J
	・ 現場での防災訓練の実施。	P.K.J	応援要請（消防、警察等） ・ 被害状況により、必要に応じて応援要請を行う。	K
			二次災害の防止（安全点検、立入制限） ・ 監理者は状況に応じて現場の把握を行い、危険箇所は立入制限を設け、安全確認を行う。	K

県：P、監理者：K、受託者：J

区分	関係者の生命と健康に係わる事象		手順 No.	A-4
想定される危機事象	自然災害（暴風雨）		ページ	4/4
予想される事象	事前対策		緊急対策	
	概要	分担者	概要	分担者
2. 暴風雨による転倒・転落での 人身事故 想定 法面からの転落 高所作業時の転落 通常作業時の転倒	作業中止基準の設定 ・ 原則的に各種気象警報発令時は、県及び監理者、受託者が協議の上、作業を中止することができる。	P.K.J	通報 ・ 監理者より対策室及び各関係機関へ通報。 ・ 対策室より各関係機関へ通報。連絡網（別紙 4 参照） ・ 通報内容：発生場所、日時、状況（発生事態、負傷者の有無等）	K P
	作業員への教育・訓練の実施 ・ 各工程元受業者には県又は監理者が安全教育を実施。	P.K	救助 ・ 通報により消防等が到着するまでの間に、現場で可能な限りの応急処置を講ずる。	K.J
	・ 下請業者には各元受業者が安全教育を実施。	J	避難 ・ 早急に危険エリアからの退避・救出を行う。	K.J
	・ 日常業務の安全作業手順の確認。	K.J		
	・ 保護具の着用（高所作業時：安全帯）	J	医療救護等 ・ 通報により消防等が到着するまでの間に、現場で可能な限りの応急処置を講ずる。	K.J
			応援要請（消防、警察等） ・ 被害状況により、必要に応じて応援要請を行う。	K
			二次災害の防止（安全点検、立入制限） ・ 監理者は状況に応じて現場の把握を行い、危険箇所は立入制限を設け、安全確認を行う。	K

県：P、監理者：K、受託者：J

区分	関係者の生命と健康に係わる事象		手順 No.	A-5
想定される危機事象	火災・爆発		ページ	1/2
予想される事象	事前対策		緊急対策	
	概要	分担者	概要	分担者
1. 施設・機器の異常やストックされた廃棄物等による火災・爆発による人身事故	自衛消火設備の設置及び自衛消防団の組織	K・J	通報	K
	作業員への教育・訓練の実施	P・K	・ 監理者より対策室及び各関係機関へ通報。	
	・ 各工程元受業者には県又は監理者が安全教育を実施。		J	・ 対策室より各関係機関へ通報。連絡網（別紙 4 参照）
	・ 下請業者には各元受業者が安全教育を実施。	P・K・J	・ 通報内容：発生場所、日時、状況（発生事態、負傷者の有無等）	K・J
	・ 火災を想定した教育・訓練の実施	P・K・J	救助	
	・ 廃棄物物性に関する教育の実施	J	・ 通報により消防等が到着するまでの間に、現場で可能な限りの応急処置を講ずる。	
	施設・機器の定期的なメンテナンスの実施	J	避難	K・J
	・ メンテナンス記録簿の作成		・ 早急に危険エリアからの退避・救出を行う。	
	医療救護等		K・J	
	・ 通報により消防等が到着するまでの間に、現場で可能な限りの応急処置を講ずる。			
	応援要請（消防、警察等）	K		
	・ 被害状況により、必要に応じて応援要請を行う。			
	二次災害の防止（安全点検、立入制限）	K		
	・ 監理者は状況に応じて現場の把握を行い、危険箇所は立入制限を設け、安全確認を行う。			

県：P、監理者：K、受託者：J

区分	関係者の生命と健康に係わる事象		手順 No.	A-5
想定される危機事象	火災・爆発		ページ	2/2
予想される事象	事前対策		緊急対策	
	概要	分担者	概要	分担者
2. 山林火災などによる人身事故	自衛消火設備の設置及び自衛消防団の組織	K・J	通報	
	作業員への教育・訓練の実施		・ 監理者より対策室及び各関係機関へ通報。	K
	・ 各工程元受業者には県又は監理者が安全教育を実施。	P・K	・ 対策室より各関係機関へ通報。連絡網（別紙 4 参照）	P
	・ 下請業者には各元受業者が安全教育を実施。	J	・ 通報内容：発生場所、日時、状況（発生事態、負傷者の有無等）	
	・ 火災を想定した教育・訓練の実施	P・K・J	救助	K・J
			・ 通報により消防等が到着するまでの間に、現場で可能な限りの応急処置を講ずる。	
			避難	K・J
		・ 早急に危険エリアからの退避・救出を行う。		
		医療救護等	K・J	
		・ 通報により消防等が到着するまでの間に、現場で可能な限りの応急処置を講ずる。		
		応援要請（消防、警察等）	K	
		・ 被害状況により、必要に応じて応援要請を行う。		
		二次災害の防止（安全点検、立入制限）	K	
		・ 監理者は状況に応じて現場の把握を行い、危険箇所は立入制限を設け、安全確認を行う。		

県：P、監理者：K、受託者：J

区分	関係者の生命と健康に係わる事象		手順 No.	A-6
想定される危機事象	ガス発生		ページ	1/1
予想される事象	事前対策		緊急対策	
	概要	分担者	概要	分担者
1. 掘削廃棄物等からの有毒ガス(塩素系ガス・硫化水素等)発生による人身事故	作業員への教育、訓練の実施	P.K	通報	K
	<ul style="list-style-type: none"> 各工程元受業者には県又は監理者が安全教育を実施。 下請業者には各元受業者が安全教育を実施。 		<ul style="list-style-type: none"> 監理者より対策室及び各関係機関へ通報。 	
	保護具着用の義務付け	J	救助	P
			<ul style="list-style-type: none"> 作業ごとに適した保護具の着用 長袖の作業服、ヘルメット、安全靴 保護メガネ、保護マスク(有毒ガス対応) 	<ul style="list-style-type: none"> 通報により消防等が到着するまでの間に、現場で可能な限りの応急処置を講ずる。
			避難	K.J
			<ul style="list-style-type: none"> 通報により消防等が到着するまでの間に、現場で可能な限りの応急処置を講ずる。 	<ul style="list-style-type: none"> 通報により消防等が到着するまでの間に、現場で可能な限りの応急処置を講ずる。
			医療救護等	K.J
			<ul style="list-style-type: none"> 通報により消防等が到着するまでの間に、現場で可能な限りの応急処置を講ずる。 	<ul style="list-style-type: none"> 通報により消防等が到着するまでの間に、現場で可能な限りの応急処置を講ずる。
応援要請(消防、警察等)	K			
二次災害の防止(安全点検、立入制限)	K			
<ul style="list-style-type: none"> 被害状況により、必要に応じて応援要請を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 二次災害の防止(安全点検、立入制限) 監理者は状況に応じて現場の把握を行い、危険箇所は立入制限を設け、安全確認を行う。 			

県:P、監理者:K、受託者:J

区分	周辺環境に著しく影響を及ぼす事態		手順 No.	B-1
想定される危機事象	大気汚染		ページ	1/2
予想される事象	事前対策		緊急対策	
	概要	分担者	概要	分担者
1. 建屋換気設備の故障、能力不足、停電等による有毒ガスの拡散	日常点検の実施 <ul style="list-style-type: none"> 始業前点検を実施し、ファンの風量確認を行う。 定期的な排ガス測定を行い、活性炭吸着能力の低下が見受けられる場合は、活性炭の交換を実施する。 排ガスは、不法投棄現場に投棄されている VOC の中で最も量が多いと予想されるベンゼンを測定することとする。 	K・J	避難 <ul style="list-style-type: none"> 建屋換気設備の故障、能力不足、停電等により有毒ガスが発生する可能性がある場合は、選別業務受託者は作業員を建屋外に速やかに退避させるとともに、監理者に報告することとする。 	J
	停電時作業中止基準の設定 <ul style="list-style-type: none"> 特別管理産業廃棄物が投棄されているエリア(A・B・D・F・L・N区)の廃棄物の選別作業中に停電が発生した場合は、作業を一時中止することとする。 	K	<ul style="list-style-type: none"> 監理者は状況を県に報告する。 県は必要に応じて関係機関に連絡するとともに、周辺地域に対して注意を喚起することとする。 	K P
			二次被害の防止 <ul style="list-style-type: none"> 有毒ガスが周辺環境へ拡散することを防止するために、作業員全員を建屋外に退避させた後に、建屋シャッター、窓等の開口部を全て閉鎖することとする。 	K・J
2. 廃棄物掘削作業における粉塵及び想定濃度以上の高濃度ガス発生による大気汚染	高濃度ガス発生の可能性があるエリアを予測 <ul style="list-style-type: none"> これまでの調査データと実績を基に、高濃度ガスの発生の可能性があるエリアを予め予測する。 	K	避難 <ul style="list-style-type: none"> 掘削中に刺激臭等を感じた場合は直ちに埋め戻し、掘削現場から退避するとともに、監理者に報告することとする。 	J
	粉塵対策機材の使用 <ul style="list-style-type: none"> 粉塵対策として防塵ネットを常設するとともに、中水(雨水)による散水を実施する。 	J	<ul style="list-style-type: none"> 監理者は状況を県に報告するとともに、対応策を指示する。 県は必要に応じて関係機関に連絡するとともに、周辺地域に対して注意を喚起することとする。 	K P

県：P、監理者：K、受託者：J

区分	周辺環境に著しく影響を及ぼす事態		手順 No.	B-1
想定される危機事象	大気汚染		ページ	2/2
予想される事象	事前対策		緊急対策	
	概要	分担者	概要	分担者
3. 運搬車輛の運行に伴う排気ガスによる大気汚染及び振動、騒音	運転者への教育・訓練の実施 ・ 運搬受託者は運転者に対して安全教育を実施し、記録を県に報告する。	J		
	日常点検の実施	J		
	地域に配慮した運行の実施 ・ 道路が狭隘又は道路沿いに集落がある区間については、30 km/h以下での走行や機関の高回転を避けた運転を実施するなど交通事故、騒音、振動、排気ガスに十分注意した運転を行うこととする。	J		

県：P、監理者：K、受託者：J

区分	周辺環境に著しく影響を及ぼす事態		手順 No.	B-3
想定される危機事象	水環境汚染		ページ	1/1
予想される事象	事前対策		緊急対策	
	概要	分担者	概要	分担者
1. 雨水浸透に伴う急速な地下水水位の上昇による水環境汚染の発生	降雨時の作業中止基準の設定 ・ 日降雨量 30mm 以上の荒天時は作業中止とする。	K・J	緊急用資・機材の確保 ・ 監理者は必要に応じて、強力吸引車等の資・機材を確保することとする。	K
	キャッピング開放面積を最小限とする。 ・ キャッピング開放面積は概ね 0.09ha とする。	K・J		
2. 暴風雨等によるキャッピングシート剥離に伴う水環境汚染の発生	緊急用資・機材の常時配備及び確保 ・ 揚水ポンプを常備することとする。 ・ 危機発生時に必要となる強力吸引車、タンク車等の調達先を予め確保しておくこととする。	J P・K	二次被害の防止 ・ 緊急用資・機材を使用して可能な限り回収した汚染水は、汚染水貯留槽に投入し、水処理施設で簡易処理を行った後、外部委託処理を行うこととする。 ・ 汚染水貯留槽の容量を超える汚染水が発生した場合は、タンク車を確保し、場内の簡易処理施設で処理を行わずに直接外部の処理施設で処理を行うこととする。	K・J K・J
	緊急時に搬出可能な体制の整備 ・ 緊急時に汚染水処理が可能な外部施設を予め確保しておく。	P・K		
3. 大雨等による貯留槽オーバーフローに伴う水環境汚染の発生	設計時の十分な余裕等の確保 ・ 過去 10 年間の降雨データに基づく貯留槽及び汚染水処理施設の設計を行う。	J	緊急用資・機材の確保 ・ 監理者は必要に応じて、強力吸引車等の資・機材を確保することとする。	K
4. 大雨等による調整池の破堤・越流に伴う水環境汚染の発生及び洪水調整機能の喪失	緊急用資・機材の確保 ・ 危機発生時に必要となる強力吸引車、タンク車等の調達先を予め確保しておくこととする。	P・K	二次被害の防止 ・ 緊急用資・機材を使用して可能な限り回収した汚染水は、汚染水貯留槽に投入し、水処理施設で簡易処理を行った後、外部委託処理を行うこととする。	K・J
	緊急時に搬出可能な体制の整備 ・ 緊急時に汚染水処理が可能な外部施設を予め確保しておく。	P・K		
5. 汚染水処理施設の故障や停電による汚染水貯留槽オーバーフローに伴う水環境汚染の発生	緊急時に搬出可能な体制の整備 ・ 緊急時に汚染水処理が可能な外部施設を予め確保しておく。	P・K	二次被害の防止 ・ 汚染水貯留槽の容量を超える汚染水が発生した場合は、タンク車を確保し、場内の簡易処理施設で処理を行わずに直接外部の処理施設で処理を行うこととする。	K・J

県：P、監理者：K、受託者：J

区分	周辺環境に著しく影響を及ぼす事象		手順 No.	B-3
想定される危機事象	運搬事故		ページ	1/1
予想される事象	事前対策		緊急対策	
	概要	分担者	概要	分担者
1. 運搬中の事故に伴う廃棄物等の飛散・漏洩	安全運転管理規程の策定	K.J	通報	J
	運転者への教育・訓練の実施 運搬受託者は運転者に対して安全教育を実施し記録を県に報告。	J	・ 運転者は直ちに運転を中止し、同走行グループ他社の運転者と協力して事故の続発を防ぐために最善と考えられる処置をすみやかにとらなければならない。	
	十分な密閉性と強度を有した機材の使用 ・ 運搬受託者は、運搬中に廃棄物が飛散・漏洩しないような運搬機材を搭載した車両を使用するものとする。	J	・ 運転者より運行管理者に連絡し、事故状況を報告する。	J
	日常点検の実施	J	・ 運行管理者より監視者に連絡し、事故状況を報告するとともに、事故発生場所により予め把握しておいた拠点へ連絡し、協力要請を行う。	J
	迅速な事故対応のための拠点整備 運搬受託者は運搬中の事故発生時に、速やかに（少なくとも1時間以内には）事故現場に到着し、必要な処置を講ずるための拠点（運搬ルート途中にある自社の支店や営業所、協力要請が可能な同業他社の拠点など）を確保又は把握し、事前に事故発生時の対応（飛散漏洩の処置に対する人材の提供など）を協議しておくこととする。 また、協議結果については、県に報告することとする。	P.K.J	・ 監視者より対策室及び各関係機関へ通報。 ・ 対策室より各関係機関へ通報。連絡網（別紙 4 参照）	K P
	緊急用資・機材の確保（揚水ポンプ等） ・ 運転者は、飛散・漏洩の状況に応じた緊急用資・機材の確保に努めなければならない。場合によっては、吸引車等の応援車両を要請するものとする。		二次災害の防止 ・ 運転者は、応援が到着するまでの間に、二次災害を防止する為にも、なるべく拡散防止の処置を講じなければならない。	J
	運搬中止基準の設定等 安全な廃棄物運搬を確保するため、積雪時には十分な除雪を行う。 また、原則的に各種気象情報発令時は、県及び監視者、受託者が協議の上、運搬を中止することができる。	P.K.J		J

県：P、監視者：K、受託者：J

< 別紙 - 1 のまとめ >

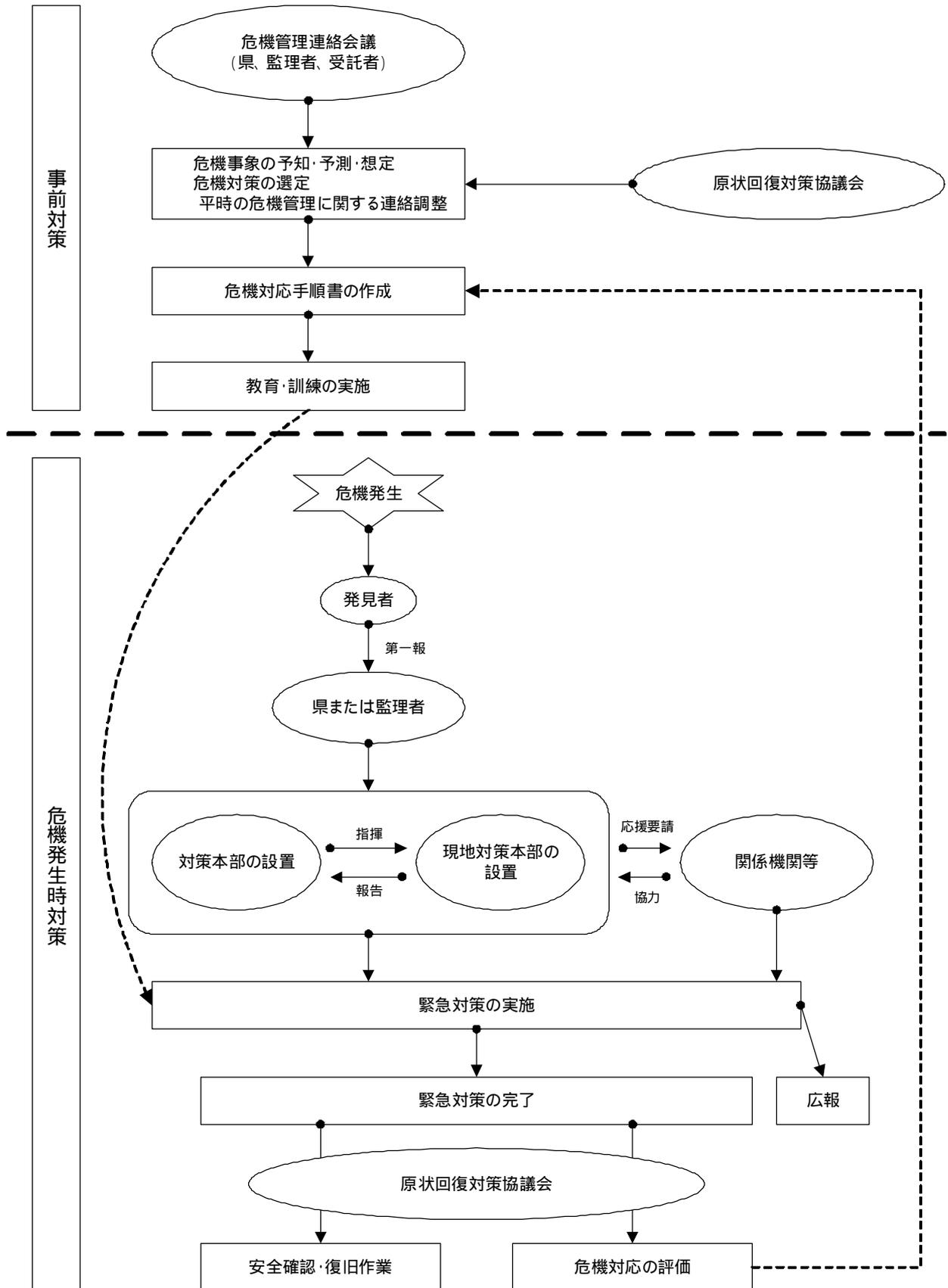
区分	想定される危機事象	予想される事象	事前対策		緊急対策	
			概要	分担者	概要（通報後）	分担者
関係者の生命と健康に係わる事象	労働災害	各作業工程における重機・機器・車両等との接触、転落、巻き込みなどによる人身事故や針刺し事故（メカニカルハザード）	作業員への教育、訓練の実施 保護具着用の義務付け 作業エリアの明確化、立入制限区域の設定	県 監理者 受託者	救助 医療救護等	監理者 受託者
	土砂災害	掘削法面、特に長大法面が発生する B・D 区における斜面崩落による人身事故	日常点検の実施 大雨・地震後の始業前点検の実施	県 監理者 受託者	救助 避難（作業員のエリア外退去） 緊急用資・機材の供給（鋼矢板等） 医療救護等 二次被害の防止（安全点検、立入制限）	県 監理者 受託者
	運搬事故	廃棄物運搬中における人身事故（加害事故、転落等）	安全運転管理規定の策定 運転者への教育、訓練の実施 日常点検の実施 迅速な事故対応のための拠点把握 運搬中止基準の設定等	県 監理者 受託者	救助 医療救護等	受託者
	自然災害（地震） （暴風雨）	斜面崩落による人身事故	指定避難場所の設定 地震時安全確保手順の策定 緊急事態発生時行動基準の策定 作業員への教育訓練の実施	県 監理者 受託者	救助 避難（作業員のエリア外退去） 医療救護等 応援要請（消防、警察、自衛隊等） 二次被害の防止（安全点検、立入制限）	監理者 受託者
		施設破損による人身事故 暴風雨による転倒・転落での人身事故	十分な強度を有した施設設計 施設運転管理手順の策定 作業中止基準の設定 作業員への教育訓練の実施			
	火災・爆発	施設・機器の異常やストックされた廃棄物等による火災・爆発による人身事故 山林火災などによる人身事故	自衛消火設備の設置及び自衛消防団の組織 作業員への教育訓練の実施 施設・機器の定期的なメンテナンスの実施	県 監理者 受託者	救助 避難（作業員のエリア外退去） 医療救護等 応援要請（消防、警察等） 二次被害の防止（安全点検、立入制限）	監理者 受託者
	ガス発生	掘削廃棄物等からの有毒ガス（塩素系ガス・硫化水素等）発生による人身事故	作業員への教育、訓練の実施 保護具着用の義務付け	県 監理者 受託者	救助 避難（作業員のエリア外退去） 医療救護等 応援要請（消防、警察等） 二次被害の防止（安全点検、立入制限）	監理者 受託者
周辺環境に著しく影響を及ぼす事象	大気汚染	建屋換気設備の故障、能力不足、停電等による有毒ガスの大気拡散	日常点検の実施 停電時作業中止基準の設定	監理者 受託者	避難（作業員のエリア外退去） 二次被害の防止	県 監理者 受託者
		廃棄物掘削作業における粉塵及び想定濃度以上の高濃度有毒ガス発生による大気汚染	高濃度ガス発生の可能性があるエリアを予測 粉塵対策機械の使用			
	運搬車輛の運行に伴う排気ガスによる大気汚染及び騒音、振動	運転者への教育、訓練 日常点検の実施 地域に配慮した運転の実施	受託者	-	-	

区分	想定される 危機事象	予想される事象	事前対策		緊急対策	
			概要	分担者	概要	分担者
周辺環境に 著しく影響を 及ぼす事象	水環境汚染 (地下水) (水利関係)	雨水浸透に伴う急速な地下水位の上昇による水環境汚染の発生	降雨時の作業中止基準の設定 キャッピング開放面積を最小限とする	監理者 受託者	緊急用資・機材の確保(揚水ポンプ等) 二次被害の防止	監理者 受託者
		大雨等による貯留槽オーバーフローに伴う水環境汚染の発生 大雨等による調整池の破堤・越流に伴う水環境汚染の発生及び洪水調整機能の喪失 汚染水処理施設の故障や停電による汚染水貯留槽オーバーフローに伴う水環境汚染の発生	設計時の十分な余裕率の確保 緊急用資・機材の確保 緊急時に搬出可能な体制の整備	県 監理者 受託者	緊急用資・機材の確保(揚水ポンプ等) 搬出用車輛の確保 搬出先の確保	監理者 受託者
		暴風雨等によるキャッピングシート剥離に伴う水環境汚染の発生	作業中止基準の設定 シート剥離防止のための土嚢等の常備 再キャッピング訓練の実施	受託者	緊急用資・機材の確保(揚水ポンプ等) 二次被害の防止	受託者
	運搬事故	運搬中の事故に伴う廃棄物等の飛散・漏洩	安全運転管理規程の策定 運転者への教育、訓練の実施 十分な密閉性と強度を有した機材の使用 日常点検の実施 迅速な事故対応のための拠点整備 運搬中止基準の設定等	県 監理者 受託者	緊急用資・機材の確保(揚水ポンプ等) 二次被害の防止	受託者

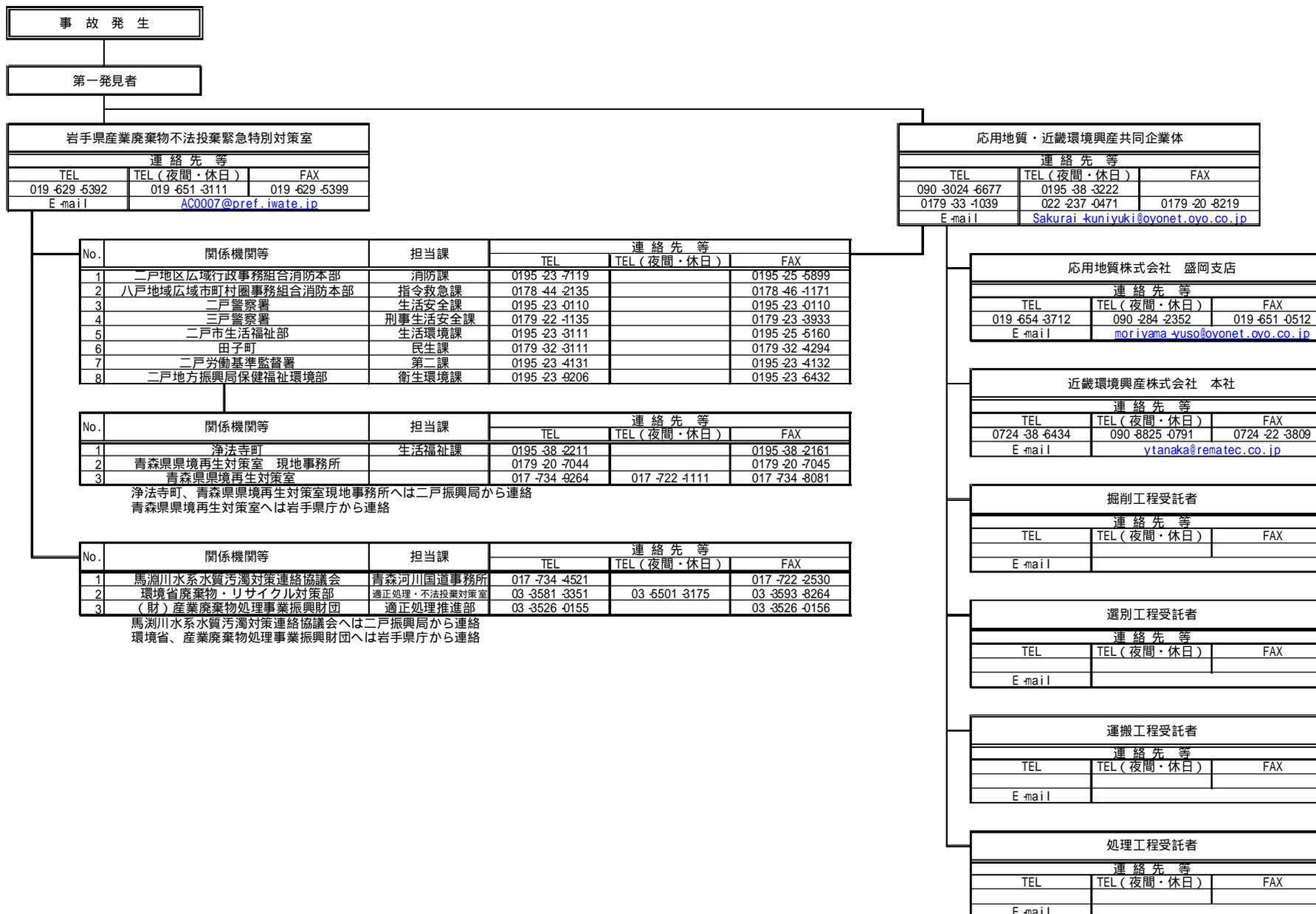
別紙 - 2 「危機対応手順書」構成例

大項目	中項目	小項目
1. 総則	<p>目的</p> <p>定義</p> <p>責務</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 手順書の目的 • 用語の定義 • 対応方針の明記
2. 事前対策	<p>危機管理意識の高揚</p> <p>危機管理体制の整備</p> <p>情報収集伝達体制の整備</p> <p>資・機材の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 危機意識の高揚 • 教育、訓練の実施 • 危機管理担当者の明記 • 平時と危機発生時の組織・体制 • 情報収集手段、収集網の整備 • 関係機関との連携 • 資・機材の備蓄と調達
3. 緊急対策	<p>初動措置</p> <p>情報の収集伝達及び管理</p> <p>緊急対応の検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 初動体制の確立 • 情報の収集・伝達 • 情報の管理・分析・共有 • 救助、避難等の必要事項
4. 事後対策	<p>復旧対策の推進</p> <p>被害者の救済</p> <p>危機対応評価と再発防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 安全確認 • 原因調査・課題整理・評価 • マニュアル及び手順書の見直し
資料		その他必要な各種資料

別紙 - 3 危機管理体制

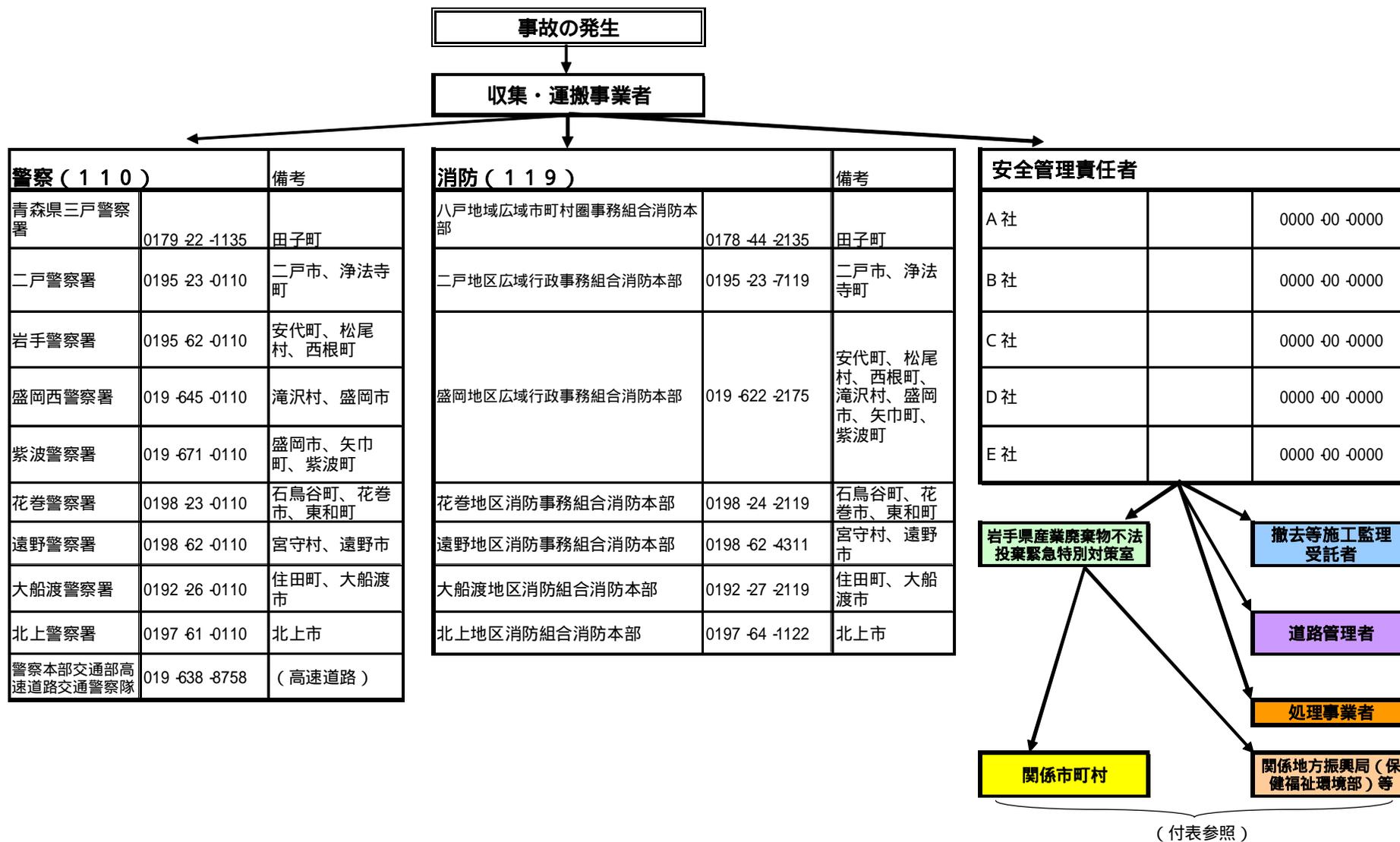


別紙 - 4 緊急連絡通報体制



別紙 4 - 2 各工程受託者における緊急連絡体制の例(標準型)

収集・運搬時における事故等緊急連絡体制(処分先:太平洋セメント大船渡工場の場合)



別紙 4 - 3 収集・運搬時における事故等緊急連絡機関

岩手県庁		備考
岩手県産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室	019-629-5392	休日夜間019-651-3111
↕		
撤去等施工監理受託者		備考
応用地質(株)・近畿環境興産(株)共同企業体	0179-33-4039 019-654-3712 (応用地質(株)盛岡支店)	
道路管理者		備考
青森県八戸県土整備事務所	0178-27-5151 0178-27-5111	県道道前浄法寺線
二戸地方振興局土木部	0195-23-9209 0195-23-9201	県道道前浄法寺線、主要地方道二戸安代線
浄法寺町	0195-38-2211	町道運動公園線 鳥長根線 町道三ッ木平幹線 江牛線 (往路) 町道向田川又線 下沢線
日本道路公団東北支社 盛岡管理事務所 北上管理事務所	022-226-0624 019-638-0190 0197-77-2131	仙台交通管制室(緊急時) 花巻～安代～浄法寺町IC 一関～花巻～東和IC
花巻地方振興局土木部	0198-22-4971 0198-22-4911	国道283号
遠野地方振興局土木部	0198-62-9938 0198-62-9930	国道283号、107号
大船渡地方振興局土木部	0192-27-9919 0192-27-9911	国道107号 県道大船渡綾里三陸線
国土交通省東北地方整備局三陸国道事務所	0193-62-4711	国道45号
二戸市	0195-23-3111	(往路) 市道足沢線 足沢大平線
処理事業者		備考
太平洋セメント(株)大船渡工場	0192-26-2115	

関係市町村		備考
田子町	0179-32-3111	
二戸市	0195-23-3111	
浄法寺町	0195-38-2211	
安代町	0195-72-2111	
松尾村	0195-74-2111	
西根町	0195-76-2111	
滝沢村	019-684-2111	
盛岡市	019-651-4111	
矢巾町	019-697-2111	
紫波町	019-672-2111	
石鳥谷町	0198-45-2111	
花巻市	0198-24-2111	
東和町	0198-42-2111	
宮守村	0198-67-2111	
遠野市	0198-62-2111	
住田町	0192-46-2111	
大船渡市	0192-27-3111	

関係地方振興局(保健福祉環境部)等		備考
青森県環境再生対策室	017-734-9265	
二戸地方振興局	0195-23-9206 0195-23-9201	
盛岡地方振興局	019-629-6583 019-651-3111	
花巻地方振興局	0198-22-4921 0198-22-4911	
遠野地方振興局	0198-62-9935 0198-62-9930	
大船渡地方振興局	0192-27-9913 0192-27-9911	

別紙 - 5 危機発生状況報告書 (例)

(第 報)

平成 年 月 日 時 分現在

発生日時	平成 年 月 日 時 分		
発生場所			
発信者		受信者 受信時間	平成 年 月 日 時 分
危機発生の概要			
被害状況			
緊急対策の状況	対策本部の設置		
	現地対策本部の設置		
備考			

青森・岩手県境産業廃棄物不法投棄事案の環境再生事業に係る関係機関一覧表 <参考>

(重複記載あり)

区分	機関名	担当課等	連絡先		備考			
			電話	ファックス				
緊急連絡	第1次	二戸地区広域行政事務組合消防本部	消防課	0195 23-7119	0195-25-5899			
		八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部	指令救急課	0178 44-2135	0178-46-1171			
		二戸警察署	生活安全課	0195 23-0110	0195-23-0110			
		三戸警察署	刑事生活安全課	0179 22-1135	0179-23-3933			
		二戸市生活福祉部	生活環境課	0195 23-3111	0195-25-5160			
		田子町	民生課	0179 32-3111	0179-32-4294			
		二戸労働基準監督署	第二課	0195 23-4131	0195-23-4132			
		二戸地方振興局保健福祉環境部	衛生環境課	0195 23-8206	0195-23-6432			
		浄法寺町	生活福祉課	0195 38-2211	0195-38-2161	二戸地方振興局から		
		青森県境再生対策室現地事務所		0179 20-7044 090-4044-6641	0179-20-7045	二戸地方振興局から		
		青森県境再生対策室		017-734-8265	017-734-8081	岩手県庁から		
		第2次	馬淵川水系水質汚濁対策連絡協議会	事務局：青森河川国道事務所	017-734-4521	017-722-2530	二戸地方振興局から	
			環境省廃棄物・リサイクル対策部	適正処理・不法投棄対策室	03-3581-3351	03-3593-8264	岩手県庁から	
			(財)産業廃棄物処理事業振興財団	適正処理推進部	03-3526-0155	03-3526-0156	岩手県庁から	
医療機関	県立二戸病院		0195 23-2191	0195-23-2834				
	町立田子病院		0179 32-3171	0179-32-4253				
処理	運搬委託	(有) 福田運送		0195 26-2134	0195-26-2135			
		(有) 古川重機		019-683-1701	019-683-1781			
		(有) 八幡カイハツ		0195 27-4545	0195-27-4548			
		開発運輸(株)		0192 28-2590	0192-28-2591			
		日本通運(株)		019-623-4141	019-654-0428			
	処分委託	太平洋セメント(株)大船渡工場		0192 26-2115	0192-27-0560			
		クボタリテックス(株)北上資源化センター		0197 73-6945	0197-73-6946			
		同和クリーンテックス(株)		0186 46-1436	0186-46-3628			
		運搬ルート	道路管理者	青森県八戸県土整備事務所		0178-27-5151 0178-27-5111	0178-27-4715	県道前浄法寺線
				二戸地方振興局土木部		0195 23-8209 0195-23-8201	0195-22-1084	県道前浄法寺線、主要地方道二戸安代線
浄法寺町	建設課			0195 38-2211	0195-38-2161	町道運動公園線 烏長根線 町道三ツ木平幹線 江牛線 (往路) 町道向田川又線 下沢線 (往路) 仙谷交通管制室(緊急時)		
日本道路公団東北支社				022-226-0624				
盛岡管理事務所	管理助役			019-638-0190	019-638-9315	花巻-安代-浄法寺町 I C		
北上管理事務所	管理助役			0197-77-2131	0197-77-2255	一関-花巻-東和 I C		
花巻地方振興局土木部				0198-22-4971 0198-22-4911	0198-22-5929	国道283号		
遠野地方振興局土木部				0198-62-9938 0198-62-9930	0198-63-1088	国道283号、107号		
大船渡地方振興局土木部				0192-27-9919 0192-27-9911	0192-27-3225	国道107号 県道大船渡綾里三陸線		
国土交通省東北地方整備局三陸国道事務所				0193-62-1711 0193-71-1720	0193-62-5326	国道45号		
北上地方振興局土木部				0197-65-2738 0197-65-2731	0197-63-8378	国道107号、県道後藤野・野中線 (往路) 市道足沢線 足沢大平線		
市町村	二戸市			建設課	0195 23-3111	0195-25-5160		
	田子町			民生課	0179 32-3111	0179-32-4294		
	二戸市			生活環境課	0195 23-3111	0195-25-5160		
	浄法寺町	生活福祉課	0195 38-2211	0195-38-2161				
	安代町		0195 72-2111	0195-72-3531				
	松尾村		0195 74-2111	0195-74-2102				
	西根町		0195 76-2111	0195-75-0469				
	滝沢村		019-684-2111	019-684-1517				
	盛岡市		019-651-4111	019-622-6211				
	矢巾町		019-697-2111	019-697-3700				
	紫波町		019-672-2111	019-672-2311				
	石鳥谷町		0198 45-2111	0198-45-3733				
	花巻市		0198 24-2111	0198-24-0259				
	東和町	町民生活課	0198 42-2111	0198-42-3605				
	宮守村	住民福祉部	0198 67-2111	0198-67-2157				
	遠野市	環境課	0198 62-2111	0198-62-3047				
	住田町	町民生活課	0192 46-2111	0192-46-3515				
	大船渡市	市民生活環境課	0192 27-3111	0192-26-4477				
	北上市	環境課	0197 64-2111	0197-64-2173				
	関係地方振興局(保健福祉環境部)等	二戸地方振興局		0195 23-8206 0195 23-8201	0195-23-6432			
盛岡地方振興局			019-629-6583 019-651-3111	019-629-6594				
花巻地方振興局			0198 22-4921 0198 22-4911	0198-22-2315				
遠野地方振興局			0198 62-9935 0198 62-9930	0198-62-9663				

区分	機関名	担当課等	連絡先		備考	
			電話	ファックス		
警察署等 (110)	大船渡地方振興局		0192-27-4913 0192-27-4911	0192-27-4197		
	北上地方振興局		0197-65-2732 0197-65-2731	0197-65-2496		
	青森県三戸警察署		0179-22-4135	0179-23-3933	田子町	
	二戸警察署		0195-23-0110	0195-23-0110	二戸市、浄法寺町	
	岩手警察署		0195-62-0110	0195-62-0110	安代町、松尾村、西根町	
	盛岡西警察署		019-645-0110	019-645-0110	滝沢村、盛岡市	
	紫波警察署		019-671-0110	019-671-0110	盛岡市、矢巾町、紫波町	
	花巻警察署		0198-23-0110	0198-23-0110	石鳥谷町、花巻市、東和町	
	遠野警察署		0198-62-0110	0198-62-0110	宮守村、遠野市	
	大船渡警察署		0192-26-0110	0192-26-0110	住田町、大船渡市	
	北上警察署		0197-61-0110	0197-61-0110	北上市	
	警察本部交通部高速道路交通警察隊		019-638-8758	019-638-8758	(高速道路)	
	消防署等 (119)	八戸地区広域市町村圏事務組合消防本部		0178-44-2135	0178-46-1171	田子町
		二戸地区広域行政事務組合消防本部		0195-23-7119	0195-25-5899	二戸市、浄法寺町
		盛岡地区広域行政事務組合消防本部		019-622-2175	019-651-9916	安代町、松尾村、西根町、滝沢村、盛岡市、矢巾町、紫波町
		花巻地区消防事務組合消防本部		0198-24-2119	0198-22-5549	石鳥谷町、花巻市、東和町
		遠野地区消防事務組合消防本部		0198-62-4311	0198-62-2271	宮守村、遠野市
		大船渡地区消防組合消防本部		0192-27-2119	0192-27-7414	住田町、大船渡市
		北上地区消防組合消防本部		0197-64-4122	0197-65-5170	北上市
		施工監理	応用地質㈱・近畿環境興産㈱共同企業体		0179-33-4039 (有線電話) 090-3024-6677 (衛星電話) 019-654-3712 (応用地質㈱盛岡支店)	0179-33-1039
現場工事等	佐藤建設工業(株)		0195-27-2101 (本社) 0179-33-4380 (現場事務所)	0195-29-1041	キャッピング工事	
	佐藤建設工業(株)		0195-27-2101 (本社)	0195-29-1665	選別施設新築工事	
	(株)鴻池組		022-266-4275	022-261-6504	選別設備、搬出設備等設置工事	
	福岡電業(株)		0195-23-3153	0195-23-3236	プラント電気設備工事	
	(株)山善		0195-27-2151 (本社) 0179-33-4177 (現場事務所)	0195-27-2152	場内通路建設工事	
	(有)八紘カイハツ		0195-27-4545 (本社)	0195-27-4548	地区積込業務	
その他	岩手県警察本部	生活保安課	019-653-0110	019-625-2675		
	岩手県環境保健研究センター	企画情報部	019-656-6666	019-656-5667		
	東北電力二戸営業所	お客様センター	0195-23-8873	0195-23-7885	電気	
	N T T		局番なし113		電話	
県庁内等関係室課	総合政策室	広報広報課	5280(内線)	019-651-4865	災害広報	
	環境生活部	環境生活企画室	5327(内線)	019-629-5334	部主管、部災害	
	環境生活部	環境保全課	5366(内線)	019-629-5364	土壌汚染、水道、大気等	
	環境生活部	資源循環推進課	5381(内線)	019-629-5369	廃棄物処理	
	保健福祉部	保健福祉企画室	5408(内線)	019-629-5419	部主管、環境保健研究センター	
	保健福祉部	医療国保課	5428(内線)	019-626-0837	医療、看護	
	保健福祉部	保健衛生課	5468(内線)	019-629-5474	保健衛生	
	農林水産部	農林水産企画室	5627(内線)	019-652-8891	部主管	
	農林水産部	緑化推進課	5790(内線)	019-629-5794	林野火災	
	県土整備部	県土整備企画室	5845(内線)	019-629-9130	県土整備主管	
	県土整備部	道路環境課	5876(内線)	019-629-9124	県道管理	
	県土整備部	河川課	5900(内線)	019-629-5909	河川管理	
	県土整備部	砂防災害課	5921(内線)	019-629-9140	災害防止、道路等の災害復旧	
	総務部	総合防災室	5155(内線)	019-629-5174	総合防災、消防、危機管理	
	医療局	管理課	6305(内線)	019-629-6319	県立病院	
	環境保健研究センター	企画情報部	019-656-6666	019-656-5667		
	警察本部生活安全部	生活保安課	019-653-0110	019-625-2675		

事業の進捗状況にあわせ、適宜見直しを行うものであること。